

資料 3-1-7 総量規制の算出に用いるC値

平成24年2月28日告示

(1) 化学的酸素要求量

[CODに係る総量規制基準の算定方法]
 $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
 または
 $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
 L_c : 総量規制基準=CODの許容排出負荷量 (kg/日)
 C_c (Cco)、Cci、Ccj: 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のCODの値 (mg/l)
 Q_c (Qco): 昭和55年6月30日より前に発生していた工程排水の量 (m³/日)
 Q_{ci} : 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)
 Q_{cj} : 平成3年7月1日以降 (一部の業種については平成8年9月1日以降)、新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 単位 1リットル につきミリグラム (1) (2) (3) Cco Cci Ccj	備考
2	畜産農業	70	60
3	天然ガス鉱業	60	60
4	非金属鉱業	20	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	40
6	乳製品製造業	30	20
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40

平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった場合にあっては、特定排水の量)を除く特定排水の量(以下「平成8年9月1日以前の特定施設に係る量」という。)にあっては、化学的酸素要求量(3)の値は、30とする。

8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30
9	寒天製造業	80	80	80
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	50	30	20
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	20
12	冷凍水産物製造業	30	30	20
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	60	30	30
16	野菜漬物製造業	40	40	30
17	味ぞ製造業	70	70	30
18	しよ油・食用アミノ酸製造業	70	70	40
19	うま味調味料製造業	20	20	20
20	ソース製造業	30	30	30
21	食酢製造業	40	40	30
22	砂糖精製業	40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30
24	小麦粉製造業	30	30	30
25	パン製造業	30	30	20
26	生菓子製造業	40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30
28	米菓製造業	40	40	40
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30
30	植物油脂製造業	40	40	30
31	動物油脂製造業	40	40	30
32	食用油脂加工業	40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40
35	麺類製造業	30	30	30
37	豆腐・油揚げ製造業	30	30	30
38	あん類製造業	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業	50	20	20
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30
41	清涼飲料製造業	30	20	20
42	果実酒製造業	30	30	30
43	ビール製造業	30	30	30
44	清酒製造業	30	30	30

45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	20
46	インスタントコヒー製造業	20	20	20	20
47	配合飼料製造業	20	20	20	20
48	単体飼料製造業	20	20	20	20
49	有機質肥料製造業	20	20	20	20
50	たばこ製造業	30	20	20	20
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	30	30	30	30
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。）で整毛工程に係るもの	80	80	70	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	80	80	80	80
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	90	90	90	90
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	60	50	50	50
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	80	80
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	70	70	60	60
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	40	40	40	40
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	30	30	30	30
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	40
69	一般製材業又は木材チップ製造業	30	30	30	30
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）	30	30	30	30

	又はパーテイクルボード製造業					るものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リフアイナーグラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミクラフトパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	130	120	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしケミクラフトパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を除く。）	60	50	40	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしケミクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の分離工程を含む。）に係るもの	90	90	80	80	

85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ、リファイナールパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラフトパルプ、リファイナールパルプ製造工程を有するものに限定。）に係るもの	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るものを除く。）	30	20	20	
	(1) 日平均排水量立上りのもの				
	(2) 日平均排水量立上りのもの	50	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業に係るもの	40	40	40	
	(1) 日平均排水量立上りのもの				
	(2) 日平均排水量立上りのもの	60	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量(1)の値は、70とする。
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	

96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50	
101	製版業	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒド

110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) クロブレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) クロブレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工	50	50	50	(1) 有機ゴム製品製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ

	程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの				同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	40	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コーラルターナル製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	(1) メチルメタクリレ

148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
149	コークス製造業	180	90		硫酸洗浄工程を有するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
150	石油コークス製造業	70	50		
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10		
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40		
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20		
154	なめし革製造業	100	100		
155	毛皮製造業	50	50		
156	板ガラス製造業	10	10		
157	板ガラス加工業	10	10		
158	ガラス製加工素材製造業	10	10		
159	ガラス容器製造業	10	10		
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10		
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10		
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50		
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30		
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10		
165	生コンクリート製造業	10	10		
166	コンクリート製品製造業	10	10		
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10		
168	黒鉛電極製造業	20	20		
169	砕石製造業	20	20		
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20		
172	うわ葉製造業	20	20		
173	高炉による製鉄業	10	10		コークス炉を有するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。

175	フェアラロイ製造業	20	20		
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10		
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	20	20		
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20		
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20		
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20		
182	銅管製造業	20	20		
183	伸鉄業	10	10		
184	磨棒鋼製造業	10	10		
185	引抜鋼管製造業	10	10		
186	伸縮業	10	10		
187	ブリキ製造業	20	20		
188	亜鉛鉄板製造業	20	20		
189	めっき鋼管製造業	20	20		
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20		
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10		
192	鍛鋼製造業	10	10		
193	鍛工品製造業	10	10		
194	鑄鋼製造業	10	10		
195	非鉄金属製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10		
196	鑄鉄製造業	10	10		
197	可鍛鑄鉄製造業	10	10		
198	鉄粉製造業	10	10		
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10		
200	非鉄金属製造業	10	10		
201	電気めっき業	40	40		
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	10	10		
203	一般機械器具製造業	10	10		
204	電子回路製造業	20	20		
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	10	10		

206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	10		
207	精密機械器具製造業	10	10	10	10		
208	ガス製造工場	20	20	20	20		
209	下水道業	20	20	20	20		標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができ、方法により高度に下水を処理することができ、方法により下水を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とす。
210	空瓶卸売業	30	20	20	20		
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	30	30	30	20		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	40	30		
213	飲食店	50	40	40	30		平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量の(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	40	30		平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量の(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	40	30		
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	30		
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	60		
219	自動車整備業	20	20	20	20		
220	病院	30	30	30	30		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	30		業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することによりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25、

222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	50	50	30	30		25とする。 (1) 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、40とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置したもののにあつては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20	20		(1) 日平均排水量が3,000立方メートル未満のもの（(3)に掲げるものを除く。）にあつては、化学的酸素要求量の(1)の欄の値は、50とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたもの（(3)に掲げるものを除く。）にあつては、化学的酸素要求量の(2)の欄の値は、40とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を高度にし尿を処理することのできる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、10とする。
224	ごみ処理業	30	30	30	30		
225	廃油処理業	20	20	20	20		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20	20		

	を除く。)						
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	40		
228	と畜場	40	40	40	40		
229	中央卸売市場	20	20	20	20		
230	地方卸売市場	20	20	20	20		
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2に掲げるものをいう。)	20	20	20	20		
232	前各項に分類されないもの	(1) 金属鉱業に係るもの (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの (3) 石こう製品製造業に係るもの (4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの (5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル以上のもの) (6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル未満のもの) (7) (1)から(6)までに分類されないもの	10 30 10 10 30 50 10	10 30 10 10 30 50 10	10 30 10 10 30 50 10		

(2) 窒素含有量

[窒素に係る総量規制基準の算定方法]

$$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$$

$$Ln = (Cno \cdot Qno + Cni \cdot Qni) \times 10^{-3}$$

Ln: 総量規制基準 = 窒素の許容排出負荷量 (kg/日)

Cn(Cno): 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の窒素含有量の値

Qn(Qno): 平成14年9月30日より前に発生していた工程排水の量 (m³/日)

Qni: 平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量		備考
		単位 につき Cno	1リットル ミリグラム (2) Cni	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	30	10	
6	乳製品製造業	20	10	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	45	10	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	45	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	20	10	
17	味そ製造業	20	10	
18	しよ油・食用アミノ酸製造業	45	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	20	10	
26	生菓子製造業	20	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	20	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
30	植物油脂製造業	20	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	

33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	20	10	
35	麵類製造業	20	10	
37	豆腐・油揚げ製造業	30	10	
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	とうもろこし菜類製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・昆成酒製造業	20	10	
46	イソスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業（副産糸精練業を含む。）	20	10	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含まないもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	20	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	25	10	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）

62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リブアイナーグラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしセキミグランドパルプ製造工程又は未さらしセキミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしセキミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしセキミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしセキミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセキミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前	20	10	

83	工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	20	10		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	20	10		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱イソキ又は漂白を行つたパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	20	10		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ、リファイナールパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラフトパルプ、リファイナールパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	20	10		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	20	10		
89	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10		
90	機械すき和紙製造業	20	10		
91	手すき和紙製造業	20	10		
92	塗工紙製造業	20	10		
93	段ボール製造業	20	10		
94	重包装紙袋製造業	20	10		
95	セロファン製造業	20	10		
96	乾式法による繊維板製造業	20	10		
97	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10		
100	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10		
101	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	20	10		
102	製版業	20	10		
	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10		(1) アンモニウム製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、

103	複合肥料製造業	15	10		
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	15	10		
105	ソーダ工業	15	10		
106	電炉工業	15	10		
107	無機顔料製造業	50	40		
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	20	10		窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10		窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10		窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10		窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10		窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

113	石油化学系基礎製品製造業(有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。))に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、500とする。
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	アルコール製品製造業	800	800	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化石剤として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化石剤として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアン酸及びその誘導品製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。
123	レヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	

135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	10	
154	ぬめし革製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	10	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。) ・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	

169	砕石製造業	20	10	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	10	
172	うわ栗製造業	20	10	
173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程 にあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェアラロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

183	伸鉄業	15	10	の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄鑄物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鑄鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鑄鉄製造業	15	10	

198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 (2) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	電子回路製造業	20	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。

206	輸送用機械器具製造業	20	10	(2) 半導体素子製造工程 程にあるは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。） 時計・同部分品製造工程（時計側を除く。） にあるは、窒素含有量の欄の値は、30とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	
208	ガス製造工場	20	10	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去でききる方法による高濃度による下水中の窒素を除去でききる方法による下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。） にあるは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。
209	下水道業	25	15	(2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあるは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。）	25	15	

212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	15	
213	飲食店	25	15	
214	宿泊業	25	15	
215	リネンサプライ業	25	15	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	25	15	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	25	15	
219	自動車整備業	25	15	
220	病院	25	15	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	20	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	40	20	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	25	15	嫌気性消化法、好気性消化法、過酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。

224	ごみ処理業	25	15	
225	廃油処理業	25	15	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	40	20	
227	死亡獣畜取扱業	25	15	
228	と畜場	25	15	
229	中央卸売市場	25	15	
230	地方卸売市場	25	15	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2に掲げるものをいう。）	25	15	
232	前各号に分類されないもの	10	10	
	(1) 金属鉱業に係るもの	20	10	
	(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	10	10	
	(3) 右こう製品製造業に係るもの	10	10	
	(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	30	20	
	(5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル以上のもの）	40	20	
	(6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル未満のもの）	10	10	
	(7) (1)から(6)までに分類されないもの			

(3) りん含有量

〔りんに係る総量規制基準の算定方法〕
 $Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$
 または
 $Lp = (Cpo \cdot Qpo + Cpi \cdot Qpi) \times 10^{-3}$
 Lp : 総量規制基準＝りんの許容排出負荷量 (kg/日)
 Cp (Cpo)、 Cpi : 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のりん含有量の値 (mg/ℓ)
 Qp (Qpo): 平成14年9月30日より前にすでに発生していた工程排水の量 (m³/日)
 Qpi : 平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	りん含有量		備考
		単位 につき Cpo	1リットル につき Cpi	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	2	1	
4	非金属鉱業	1.5	1.5	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	8	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産罐製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3	1.5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	4	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	4	1.5	
16	野菜漬物製造業	3	1.5	
17	味噌製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	1.5	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	3	1.5	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	3	1.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	3	1.5	
26	生菓子製造業	6	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	3	1.5	
30	植物油脂製造業	4	1.5	
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	3	1.5	

33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母製工業	3	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5	
35	麵類製造業	3	1.5	
37	豆腐・油揚げ製造業	5	1	
38	あん類製造業	5	1	
39	冷凍調理食品製造業	8	1	
40	そう 惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	4	1.5	
41	清涼飲料製造業	3	1.5	
42	果実酒製造業	3	1.5	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	3	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	3	1.5	
46	イソスタントコーヒー製造業	3	1.5	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	
49	有機質肥料製造業	2	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	2	1	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。)で整毛工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工)その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	2	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	5	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	1	

62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	1	2	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	1	5	1
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	1	2	1
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1	2	1
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	1	2	1
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	1	2	1
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	1	2	1
69	一般製材業又は木材チップ製造業	1	2	1
71	合板製造業(集材材製造業を含む。)	1	2	1
	又はパニアティクルボード製造業	1	2	1
75	木材薬品処理業	1	2	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	1	2	1
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	1	2	1
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リフアイナーグラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	1	2	1
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1	2	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラフトパルプ製造工程を含む。)	1	2	1
	又はさらしセミケミカルパルプ製造工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	1	2	1

81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	2	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ、リファイナー、グランプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラフトパルプ、リファイナー、グランプパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限定。）に係るもの	2	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1	
89	機械すき紙製造業	2	1	
90	手すき紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	袋ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	

100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	2	1	
101	製版業	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	2	1	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	2	1	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、

116	メタン誘導品製造業		2	1	6.5、4とする。
117	発酵工業		2	1	
118	アルコール製品製造業		2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
120	プラスチック製造業		2	1	
121	合成ゴム製造業		2	1	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		2	1	
125	合成繊維製造業		2	1	
126	脂肪酸・硬油・グリセリン製造業		2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業		2	1	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	
129	塗料製造業		2	1	
130	印刷インキ製造業		2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業		2	1	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
132	医薬品製剤製造業		2	1	
133	生物学的製剤製造業		2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業		2	1	
135	動物用医薬品製造業		2	1	
136	火薬類製造業		2	1	
137	農薬製造業		2	1	
138	合成香料製造業		2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業		2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		2	1	

143	写真感光材料製造業		2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		2	1	
145	イオン交換樹脂製造業		2	1	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1	
147	石油精製業		2	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	
149	コークス製造業		2	1	
150	石油コークス製造業		2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		2	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		2	1	
154	なめし革製造業		2	1	
155	毛皮製造業		2	1	
156	板ガラス製造業		2	1	
157	板ガラス加工業		2	1	
158	ガラス製加工素材製造業		2	1	
159	ガラス容器製造業		2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		2	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1	
165	生コンクリート製造業		2	1	
166	コンクリート製品製造業		2	1	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		2	1	
168	黒鉛電極製造業		2	1	
169	砕石製造業		2	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業		2	1	
172	うわ葉製造業		2	1	
173	高炉による製鉄業		2	1	
175	フェーブロイ製造業		2	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	

178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	2	1
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1
181	冷間ローレル成型形鋼製造業	2	1
182	鋼管製造業	2	1
183	伸鉄業	2	1
184	磨練鋼製造業	2	1
185	引抜鋼管製造業	2	1
186	伸線業	2	1
187	ブリキ製造業	2	1
188	亜鉛鉄板製造業	2	1
189	めっき鋼管製造業	2	1
190	めっき鋼線製造業	2	1
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
192	鍛鋼製造業	2	1
193	鍛工品製造業	2	1
194	鋳鋼製造業	2	1
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	2	1
196	鋳鉄管製造業	2	1
197	可鍛鋳鉄製造業	2	1
198	鉄粉製造業	2	1
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
200	非鉄金屬製造業	2	1
201	電気めっき業	2	1
202	金屬製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1

				(1)の欄の値は、4とす (2) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量の欄の値は、8とする。
203	一般機械器具製造業	2	1	
204	電子回路製造業	2	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、6とする。
206	輸送用機械器具製造業	2	1	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
207	精密機械器具製造業	2	1	
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	2	1.5	(1) 標準活性汚泥法その他これと同等度を除去できるより高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。 (2) 高濃度のりんを多量に含有する汚水を多

210	空瓶卸売業	4	2	量に受け入れられて処理するもの(標準活性汚泥法その他下水中のりんを除去できず、下水を処理するものは、りん含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2とする。)
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	4	2	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	2	
213	飲食店	4	2	
214	宿泊業	4	2	
215	リネンサプライ業	5	1	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	5	1	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	4	2	
219	自動車整備業	4	2	
220	病院	4	2	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	4	2	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、りん含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。)
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	4	2	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、りん含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。)

223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	3	1	れ同欄の順序に従い、3、1とする。 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、りん含有量の値は、2と2とする。
224	ごみ処理業	4	2	
225	廃油処理業	4	2	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	4	1	
227	死亡獣畜取扱業	4	2	
228	と畜場	4	2	
229	中央卸売市場	4	2	
230	地方卸売市場	4	2	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2に掲げるものをいう。)	4	2	
232	前各項に分類されないもの	1	1	(1) 金属鉱業に係るもの (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの (3) 石ころ製品製造業に係るもの (4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの (5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル以上のもの) (6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル未満のもの) (7) (1)から(6)までに分類されないもの

資料 3-18 汚濁負荷量の測定手法（化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量）

適用条件 (事業規模等)	日平均排水量	日平均排水量	用水の量と特定排水との関係が明らか		その他 (差し引き方法)	
			日平均排水量 400m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満		
計測方法・頻度	400m ³ /日以上	400m ³ /日未満	日平均排水量 400m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満		
汚染状態の計測方法 ∧ 化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量の値 ∨ mg/ℓ ∨	(1) 水質自動計測法換算式	○	○	-	-	○
	(2) コンポジットサンプラー及び指定計測法 (JIS)	(1) によることが技術的に適当でない場合その他(1)によりがたいと認められる場合可能	○	-	-	(1) によることが技術的に適当でない場合その他(1)によりがたいと認められる場合可能
	(3) 指定計測法 1日3回以上試料採取	都道府県知事が定める場合可能	○	-	-	都道府県知事が定める場合可能
	(4) 水質簡易測定法換算式 1日3回以上試料採取	同上	○	-	-	同上
排水量 ∧ m ³ /日 ∨	(1) 流量計・流速計 (2) 積算体積計	○	○	○	○	○
	(3) 簡易な計測方法	都道府県知事が定める場合可能	○	-	○	都道府県知事が定める場合可能
測定頻度	毎日	200~400m ³ /日・1回/7日 100~200m ³ /日・1回/14日 50~100m ³ /日・1回/30日 (日平均排水量)				
	知事が定める場合	緩和可能				

資料3-19 県条例による上乘せ排水基準

1 化学的酸素要求量 (COD)

(1) みなし指定地域特定施設以外に特定施設がある1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水水 (単位: mg/ℓ)

区分	区域	業種	基準		許容限度		基準適用期			
			日間平均	最大	日間平均	最大				
既設	県下全域	金属鉱業、非金属鉱業又は非鉄金属製造業に係るもの	通常排水量 1 万 m ³ 以上/日		10	15	51. 1. 1			
			通常排水量 5 千 m ³ 以上 1 万 m ³ 未満/日		15	20				
			通常排水量 5 千 m ³ 未満/日		20	30				
		食品製造業に係るもの	畜産食品製造業 (食鳥処理加工工業を除く。) に係るもの				50	70	51. 1. 1	
			飲料製造業 (清酒製造行及び蒸留酒製造業を除く。) に係るもの				50	70		
			農産保存食品製造業に係るもの (ジュース原液の製造を行うものに限る。)	通常排水量 5 千 m ³ 以上/日		50	70	100		130
				通常排水量 5 千 m ³ 未満/日		100	130			
			弁当製造業に係るもの				60	80		元. 10. 1
		その他のもの				100	130	51. 1. 1		
		繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係るもの	通常排水量 1 万 m ³ 以上/日		10	15	100	130	51. 7. 1	
			通常排水量 1 万 m ³ 未満/日		100	130				
		木材及び木製品製造業 (家具製造業を除く。) に係るもの				70	100	57. 7. 16		
		パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	パルプ製造業に係るもの	セミケミカルパルプの製造を行うもの	通常排水量 23 万 m ³ 以上/日		70	100	51. 7. 1	
					通常排水量 20 万 m ³ 以上 23 万 m ³ 未満/日		80	110		
					通常排水量 20 万 m ³ 未満/日		90	120		
				クラフトパルプの製造を行うもの	通常排水量 11 万 5 千 m ³ 以上/日		70	100		51. 1. 1
					通常排水量 10 万 m ³ 以上 11 万 5 千 m ³ 未満/日		80	110		
					通常排水量 10 万 m ³ 未満/日		90	120		
			その他のもの				50	70		
			紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物靱皮繊維を原料とするもの	通常排水量 1 万 m ³ 以上/日		65	90	52. 4. 1	
					通常排水量 5 千 m ³ 以上 1 万 m ³ 未満/日		70	100		
					通常排水量 2 千 m ³ 以上 5 千 m ³ 未満/日		90	120		
		通常排水量 2 千 m ³ 未満/日			100	130				
		未使用パルプを原料とするもの		通常排水量 5 千 m ³ 以上/日		40	55	50		70
			通常排水量 3 千 m ³ 以上 5 千 m ³ 未満/日		50	70				
			通常排水量 3 千 m ³ 未満/日		55	75				
		その他のもの		通常排水量 4 万 m ³ 以上/日		40	55			
パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	その他のもの	通常排水量 2 万 m ³ 以上 4 万 m ³ 未満/日		60	80	52. 4. 1			
			通常排水量 1 万 m ³ 以上 2 万 m ³ 未満/日		65	90				
			通常排水量 5 千 m ³ 以上 1 万 m ³ 未満/日		70	100				
			通常排水量 3 千 m ³ 以上 5 千 m ³ 未満/日		80	110				
			通常排水量 3 千 m ³ 未満/日		90	120				
	その他のもの				50	70				

既設	県下全域	化学工業に係るもの	有機化学工業製品製造業に係るもの	アクリロニトリルの製造を行うもの	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	51. 7. 1	
					通常排水量30万m ³ 未満/日	25	35		
				合成ゴム製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15		
					通常排水量5千m ³ 未満/日	50	70		
				発酵工業製品製造業に係るもの		50	70		
			その他のもの	通常排水量15万m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1		
				通常排水量15万m ³ 未満/日	15	20			
			化学繊維製造業（レーヨン製造業及びアセテート製造業に限る。）に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	20	30	51. 7. 1		
				通常排水量10万m ³ 未満/日	30	40			
			その他のもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1		
		通常排水量5千m ³ 未満/日		20	30				
		石油精製業に係るもの		10	15	51. 1. 1			
		弁当仕出屋		60	80	元.10. 1			
		飲食店		60	80				
		サービス業に係るもの	その他のもの	し尿処理施設（みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を除く。）を設置するもの		30	40	51. 7. 1	
				その他のもの	洗たく業に係るもの		100	130	51. 1. 1
					その他のもの	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	
						通常排水量15万m ³ 以上30万m ³ 未満/日	25	35	
						通常排水量1千m ³ 以上15万m ³ 未満/日	50	70	
				通常排水量1千m ³ 未満/日	100	130			
				酸又はアルカリによる表面処理施設を設置するもの		20	30	51. 1. 1	
		共同調理場		40	60	元.10. 1			
		し尿処理施設のみを設置するもの		30	40	51. 7. 1			
		下水道終末処理施設を設置するもの	活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの	20	30	51. 1. 1			
				50	70				
その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）	通常排水量5千m ³ 以上/日		10	15	51. 1. 1				
通常排水量5千m ³ 未満/日	20	30							
新設	県下全域	し尿処理施設のみを設置するもの		25	35	49. 7. 19			
		下水道終末処理施設を設置するもの		20	30				
		その他のもの	通常排水量2千m ³ 以上/日	10	15				
			通常排水量1千m ³ 以上2千m ³ 未満/日	15	20				
			通常排水量1千m ³ 未満/日	20	30				

(2) みなし指定地域特定施設のみを設置する1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水(単位:mg/l)

区分	区域	業種	基準		基準適用期日
			許容限度 日間平均	許容限度 最大	
既設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	60	80	6. 4. 1
新設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	25	35	3. 7. 16

2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量、浮遊物質（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）、銅含有量（単位：mg/l）

区 域	業 種			項 目	許容限度		基準適用日
					日間平均	最大	
新居浜海 域	全業種			ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		3.0	47. 1.16
四国中央水 域	パルプ又は紙製造業に係るもの	セミケミカルパルプ製造設備を有するもの	通常排水量20万m ³ 以上/日	SS	40	50	48. 6.24
			通常排水量20万m ³ 未満/日	SS	50	70	
		クラフトパルプ製造業に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	SS	40	50	48. 6.24
			通常排水量10万m ³ 未満/日	SS	50	70	
	食料品製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	SS	50	60	47. 1.20	
		通常排水量5千m ³ 未満/日	SS	70	90		
	その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）			SS	70	90	48. 6.24
	し尿処理施設を設置するもの（みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置するものを除く。）			BOD	30	—	
銅山川水 域	鉱山に係るもの			銅含有量		2.0	48. 6.24
四国中央水 域を除く全公共用水域	紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物靱皮繊維を原料とするもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	SS	60	80	52. 4. 1
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	SS	65	90	
			通常排水量2千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	70	100	
			通常排水量2千m ³ 未満/日	SS	75	105	
		未使用パルプを原料とするもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	SS	40	55	
			通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	50	70	
			通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	55	75	
			その他のもの	通常排水量4万m ³ 以上/日	SS	35	
	通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日	SS	55	75			
	通常排水量1万m ³ 以上2万m ³ 未満/日	SS	60	80			
	通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	SS	65	90			
		通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	70	100		
	通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	75	105			

※1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用。ただし、し尿処理施設を設置する工場又は事業場にあつては、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満のものについても適用する。

資料 3-20 市町別の特定事業場数

(平成24年3月末現在)

令 市町名	水質汚濁防止法		瀬戸内海環境保全 特別措置法		愛媛県公害 防止条例	合計
	区分		排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満		
	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満				
四国中央市	9	225	56	1	6	297
新居浜市	3	213	19	0	9	244
西条市	7	329	33	3	12	384
今治市	39	369	22	0	11	441
上島町	7	40	0	0	4	51
松山市	33	627	67	3	14	744
東温市	4	89	11	1	3	108
久万高原町	3	103	0	0	5	111
伊予市	5	87	9	0	6	107
松前町	7	66	7	0	1	81
砥部町	16	57	6	1	1	81
内子町	1	135	5	0	5	146
大洲市	9	336	13	1	2	361
八幡浜市	7	102	8	0	2	119
伊方町	6	147	1	0	1	155
西予市	13	433	6	0	5	457
宇和島市	8	451	8	4	4	475
松野町	1	17	0	0	0	18
鬼北町	7	65	0	0	2	74
愛南町	9	100	2	2	4	117
計	194	3991	273	16	97	4,571

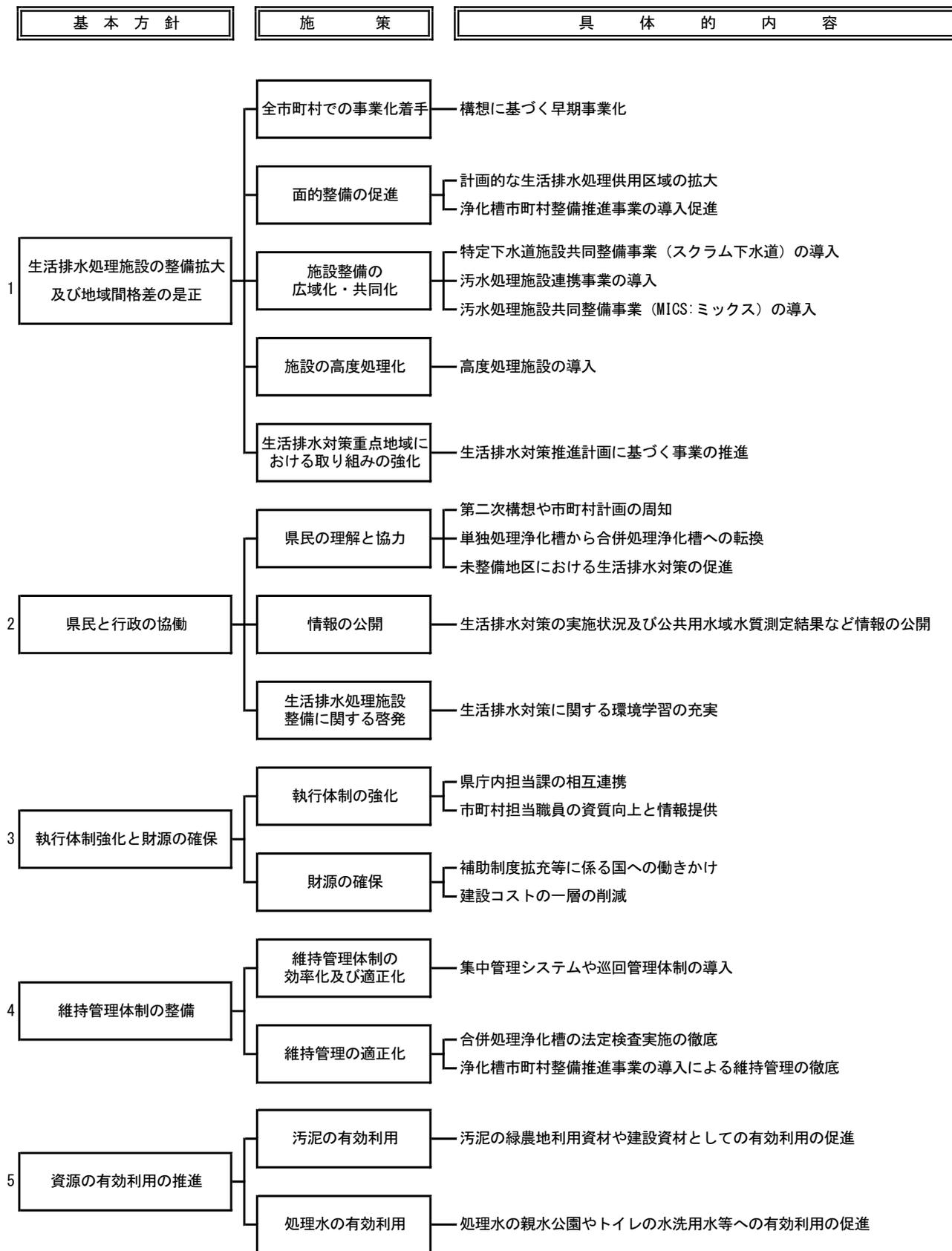
備考：排水量は、平均水量である。

資料3-21 排水基準の概要

区分	法律・条例	基準	項目	工場・事業場の種類	規制区域等
濃度規制 (排水基準)	水質汚濁防止法	一律 排水基準	有害物質(27項目)	全特定事業場	県下全域
				有害物質使用特定事業場 (地下浸透規制)	
				みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する特定事業場	瀬戸内海流入区域
			生活環境項目 (15項目)	排水量通常 50m ³ /日以上 の特定事業場	県下全域 ※窒素・燐は以下のとおり。 窒素：瀬戸内海流入区域 燐：瀬戸内海流入区域及 び大渡ダム(高知県) 流入区域
	みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する排水量 通常 50m ³ /日以上の特 定事業場	瀬戸内海流入区域			
	愛媛県 公害防止条例	上乗せ 排水基準	化学的酸素要求量 (COD)	排水量最大 50m ³ /日以上 の特定事業場	県下全域(既設の畜産を除く。)
				みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する排水量 最大 50m ³ /日以上の特 定事業場	瀬戸内海流入区域
			浮遊物質(S S)	排水量通常 50m ³ /日以上 の特定事業場	四国中央水域流入区域(畜産 を除く。)及び県下全域の製 紙工場
			ノルマルキサン抽出物質 (鉱油類)	〃	新居浜海域流入区域
			〃 (動植物油脂)	〃	四国中央水域流入区域
			銅含有量	鉱山に係るもの	銅山川水域流入区域
			生物化学的酸素要求量 (BOD)	し尿処理施設	四国中央水域流入区域(みな し指定地域特定施設 ^(注) のみ を設置するものを除く。)
	横出し 排水基準	有害物質(8項目)	排水施設を設置する特 定事業場	県下全域	
生活環境項目 (15項目)					
総量規制	水質汚濁防止法	総量規制 基準	COD、窒素、燐	排水量通常 50m ³ /日以上 の特定事業場	瀬戸内海流入区域
				みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する排水量 通常 50m ³ /日以上の特 定事業場	

(注) 瀬戸内海流入区域に設置される処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

資料3-22 第二次愛媛県全県域下水道化基本構想の推進施策の体系



資料 3-23 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率

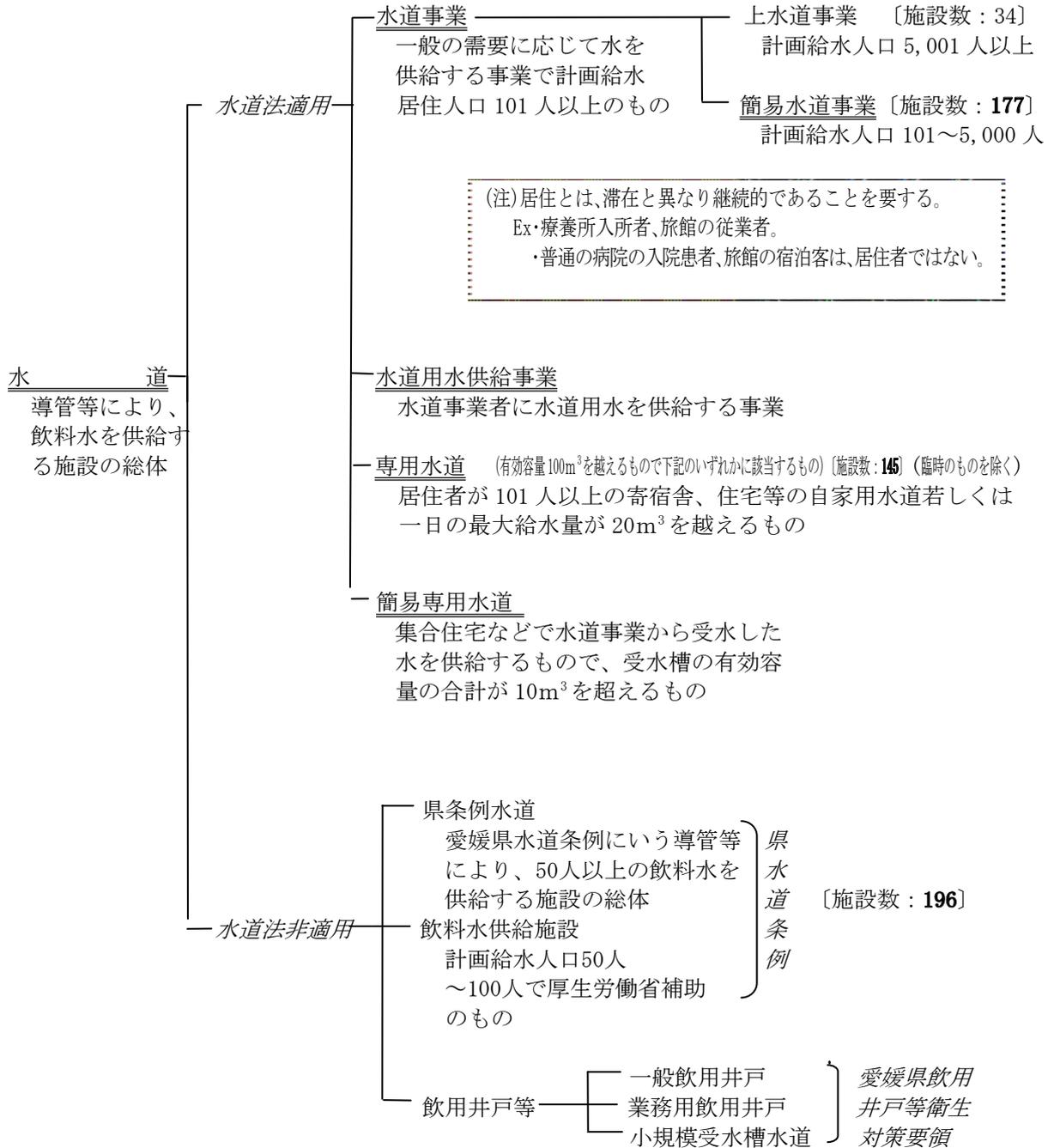
生活排水処理施設の種類	基準年度 (平成 14 年度末)	中間目標 (平成 19 年度末)	平成 23 年度末 実績	最終目標 (平成 24 年度末)
行政人口 (千人)	1,502	1,522	1,441	1,475
下水道 (千人)	573 (38.1%)	705 (46.2%)	706 (49.0%)	725 (49.1%)
農業集落排水施設 (千人)	29 (1.9%)	44 (2.9%)	40 (2.8%)	42 (2.9%)
漁業集落排水処理施設 (千人)	4 (0.3%)	6 (0.4%)	5 (0.4%)	6 (0.4%)
簡易排水施設 (千人)	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)	0.03 (0.002%)	0.04 (0.003%)
小規模排水施設 (千人)		0.03 (0.002%)		
コミュニティ・プラント (千人)	5 (0.4%)	5 (0.4%)	6 (0.4%)	7 (0.5%)
合併処理浄化槽 (千人)	192 (12.8%)	239 (15.7%)	282 (19.5%)	310 (21.0%)
汚水処理人口合計 (千人) (汚水処理人口普及率)	803 (53.5%)	999 (65.6%)	1,040 (72.1%)	1,089 (73.9%)

※ () 内の％は、行政人口に対する生活排水処理施設別の割合

資料 3—24 水道の区分

(_____ は水道法上の用語)

※ 施設数は、平成 24 年 3 月 31 日現在の推計値



(平成24年3月末現在の推計値)

番号	市町村名	行政区域内人口	現在給水人口	普及率	給水実績（上水・簡水のみ）			施設数			
					年間給水量 (千m ³)	一人一日 最大給水量 (ℓ)	一人一日 平均給水量 (ℓ)	上水道	簡易水道	専用	計
1	松山市	514,808	502,801	97.7	52,289	324	293	1	16	47	64
2	今治市	170,818	164,742	96.4	20,081	404	334	7	6	6	19
3	宇和島市	85,771	85,153	99.3	11,907	444	383	1	3	1	5
4	八幡浜市	38,400	37,380	97.3	4,839	410	355	1	12		13
5	新居浜市	125,242	118,105	94.3	15,541	416	362	1		13	14
6	西条市	114,042	60,844	53.4	7,145	456	349	5	3	61	69
7	大洲市	47,601	42,347	89.0	7,591	554	491	1	14		15
8	伊予市	39,216	35,232	89.8	4,527	427	352	1	9	2	12
9	四国中央市	92,041	90,174	98.0	12,829	446	390	2	12	1	15
10	西予市	42,371	39,293	92.7	5,240	509	366	4	40	1	45
11	東温市	34,397	33,560	97.6	4,293	437	361	2	8	8	18
12	上島町	7,314	7,125	97.4	747	374	287	1	2		3
13	久万高原町	9,897	7,563	76.4	1,045	543	391		18		18
14	松前町	31,186	30,975	99.3	3,639	374	327	1		2	3
15	砥部町	22,206	20,916	94.2	2,993	461	394	1	3	1	5
16	内子町	18,491	15,410	83.3	2,150	418	382	1	19		20
17	伊方町	11,118	10,873	97.8	1,489	480	375	2	1	1	4
18	松野町	4,400	4,333	98.5	640	457	414		3	1	4
19	鬼北町	11,606	11,188	96.4	1,466	447	359	1	4		5
20	愛南町	24,722	23,453	94.9	3,775	650	441	1	4		5
合 計		1,445,647	1,341,467	92.8	164,226	405	341	34	177	145	356

資料 3-26 水道水質基準

番号	項目	基準値 (mg/ℓ)	番号	項目	基準値 (mg/ℓ)
1	一般細菌	100個/㎖以下	26	総トリハロメタン	0.1以下
2	大腸菌	検出されないこと	27	トリクロロ酢酸	0.2以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	28	ブロモジクロロメタン	0.03以下
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	29	ブロモホルム	0.09以下
5	セレン及びその化合物	0.01以下	30	ホルムアルデヒド	0.08以下
6	鉛及びその化合物	0.01以下	31	亜鉛及びその化合物	1.0以下
7	ひ素及びその化合物	0.01以下	32	アルミニウム及びその化合物	0.2以下
8	六価クロム化合物	0.05以下	33	鉄及びその化合物	0.3以下
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	34	銅及びその化合物	1.0以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	35	ナトリウム及びその化合物	200以下
11	ふっ素及びその化合物	0.8以下	36	マンガン及びその化合物	0.05以下
12	ほう素及びその化合物	1.0以下	37	塩化物イオン	200以下
13	四塩化炭素	0.002以下	38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下
14	1,4-ジオキサン	0.05以下	39	蒸発残留物	500以下
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	40	陰イオン界面活性剤	0.2以下
16	ジクロロメタン	0.02以下	41	ジェオスミン	0.00001以下
17	テトラクロロエチレン	0.01以下	42	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下
18	トリクロロエチレン	0.01以下	43	非イオン界面活性剤	0.02以下
19	ベンゼン	0.01以下	44	フェノール類	0.005以下
20	塩素酸	0.6以下	45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下
21	クロロ酢酸	0.02以下	46	pH値	5.8以上8.6以下
22	クロロホルム	0.06以下	47	味	異常でないこと
23	ジクロロ酢酸	0.04以下	48	臭気	異常でないこと
24	ジブロモクロロメタン	0.1以下	49	色度	5度以下
25	臭素酸	0.01以下	50	濁度	2度以下

資料3-27 水質管理目標設定項目

番号	項目名	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.015mg/ℓ以下
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/ℓ以下(暫定)
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/ℓ以下(暫定)
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
6	—	—
7	—	—
8	トルエン	0.4mg/ℓ以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/ℓ以下
10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下
11	—	—
12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下(暫定)
15	農薬類(102物質)	検出値と目標値の比の和として、1以下(別掲)
16	残留塩素	1mg/ℓ以下
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下
19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ℓ以下
23	臭気強度(TON)	3以下
24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下
25	濁度	1度以下
26	PH値	7.5程度
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1mℓの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下

資料3-28 水質管理目標設定項目(農薬類)

番号	農薬名	目標値(mg/l)	番号	農薬名	目標値(mg/l)
1	チウラム	0.02	52	メフェナセツ	0.02
2	シマジン(CAT)	0.003	53	プレチラクロール	0.05
3	チオベンカルブ	0.02	54	イソプロカルブ(MIPC)	0.01
4	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002	55	チオファネートメチル	0.3
5	イソキサチオン	0.008	56	テニルクロール	0.2
6	ダイアジノン	0.005	57	メチダチオン(DMTP)	0.004
7	フェントロチオン(MEP)	0.003	58	カルプロパミド	0.04
8	イソプロチオラン(IPT)	0.3	59	プロモブチド	0.10
9	クロロタロニル(TPN)	0.05	60	モリネート	0.005
10	プロピザミド	0.05	61	プロシミドン	0.09
11	ジクロルボス(DDVP)	0.008	62	アニロホス	0.003
12	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	63	アトラジン	0.01
13	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	64	ダラボン	0.08
14	CNP-アミノ体	-	65	ジクロベニル(DBN)	0.01
15	イプロベンホス(IBP)	0.008	66	ジメトエート	0.05
16	EPN	0.004	67	ジクワット	0.005
17	ベンタゾン	0.2	68	ジウロン(DCMU)	0.02
18	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005	69	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01
19	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.03	70	エトフロンブロックス	0.08
20	トリクロピル	0.006	71	フェンチオン(MPP)	0.001
21	アセフェート	0.08	72	グリホサート	2
22	イソフェンホス	0.001	73	マラソン(マラチオン)	0.05
23	クロルピリホス	0.003	74	メソミル	0.03
24	トリクロルホン(DEP)	0.03	75	ベノミル	0.02
25	ピリダフェンチオン	0.002	76	ベンフラカルブ	0.04
26	イプロジオン	0.3	77	シメトリン	0.03
27	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	78	ジメピペレート	0.003
28	オキシシン銅	0.04	79	フェントエート(PAP)	0.004
29	キャプタン	0.3	80	ブプロフェジン	0.02
30	クロロネブ	0.05	81	エチルチオメトン	0.004
31	トルクロホスメチル	0.2	82	プロベナゾール	0.05
32	フルトラニル	0.2	83	エスプロカルブ	0.03
33	ペンシクロン	0.1	84	ダイムロン	0.8
34	メタラキシル	0.06	85	ビフェノックス	0.2
35	メプロニル	0.1	86	ベンスルフロメチル	0.4
36	アシュラム	0.2	87	トリシクラゾール	0.08
37	ジチオピル	0.009	88	ピペロホス	0.0009
38	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	89	ジメタメトリン	0.02
39	ナプロパミド	0.03	90	アゾキシストロビン	0.5
40	ピリブチカルブ	0.02	91	イミノクタジン酢酸塩	0.006
41	ブタミホス	0.02	92	ホセチル	2
42	ベンスリド(SAP)	0.1	93	ポリカーバメート	0.03
43	ベンフルラリン(バスロジン)	0.08	94	ハロスルフロメチル	0.3
44	ペンディメタリン	0.1	95	フラザスルフロ	0.03
45	メコプロップ(MCPP)	0.005	96	チオジカルブ	0.08
46	メチルダイムロン	0.03	97	プロピコナゾール	0.05
47	アラクロール	0.01	98	シデュロン	0.3
48	カルバリル(NAC)	0.05	99	ピリプロキシフェン	0.3
49	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	0.006	100	トリフルラリン	0.06
50	ピロキロン	0.04	101	カフェンストロール	0.008
51	フサライド	0.1	102	フィプロニル	0.0005